

# うつくしまの道・サポート制度に関する合意書

平成22年3月17日

石川町中田区会  
石川町  
福島県県中建設事務所

## うつくしまの道・サポート制度に関する合意書

石川町中田区会（以下「美化団体」という。）と石川町（以下「町」という。）、福島県  
県中建設事務所（以下「県」という。）は、県道石川犇子線及び県道古殿須賀川線の美化・  
緑化に関し、下記のとおり合意する。

### （目 的）

第1条 この「うつくしまの道・サポート制度」は、美化団体が町及び県と協力して道  
路の美化活動及び緑化活動を行い、地域にふさわしい道づくりを進めることを目  
的とする。

### （対象区間）

第2条 本合意に基づき管理を行う対象区間（以下「対象区間」という。）は、  
別添図のとおりとする。

### （実施期間）

第3条 この合意に基づき活動を行う期間（以下「実施期間」という。）は、本合意書  
締結の日から1年間とし、合意者より異議の申し出が無いときは、引き続き継続  
するものとする。

### （役割分担）

第4条 本合意書に基づく美化団体、町及び県の役割分担は、次のとおりとする。なお、  
詳細については、別に定める管理に関する実施要領によるものとする。

- （1）美化団体は、対象区間の道路について美化活動及び緑化活動を行うものとする。
- （2）町は、美化団体及び県との連絡・調整を行うとともに、美化団体が活動に伴って回収したゴミ等の処理・処分に協力するものとする。
- （3）県は、美化団体の要請に基づき、作業用具・資材を貸与し、必要に応じて実施区間を明らかにするため、美化団体の名称等を記載した表示板を設置する。

### （異常時の通報）

第5条 美化団体は、対象区間内の道路及び道路付属物等の異常を発見した場合は、すみやかに町及び県に報告するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この合意書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、美化団体、町、県の三者が協議して所要の事項を定め、あるいは疑義解決を図るものとする。

以上、合意の証として本書3通を作成し、各々記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成22年 3月 17日

【美化団体】

(石川郡石川町大字中田字大塚256番地)

石川町中田区会  
中田区長

大野芳治



【町】

石川郡石川町字下泉153番の2

石川町長

加納武夫

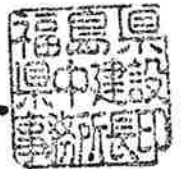


【県】

郡山市麓山1丁目1番1号

福島県県中建設事務所長

沼田典雄



## うつくしまの道・サポート制度に関する実施要領

### 1. (代表者)

美化団体の代表者は、中田区とし、町及び県と連絡・調整を行い、道路の美化及び緑化活動を実施するものとする。

### 2. (活動)

活動は、本合意書に基づく対象区間について、美化団体の計画に基づき作業を行うことを基本とする。

### 3. (活動実績の報告)

活動実績の報告について、美化団体は、活動状況等の写真(2~3枚)を町及び県に提出するものとする。

### 4. (ゴミ処理)

美化団体は、活動に伴い回収したゴミの処分方法については、町と協議する。

### 5. (支給品、貸与品の取扱い)

美化団体は、県からの貸与品については、適正な利用・保管に努めるとともに、支給品については、適正に利用する。

### 6. (保険の加入)

美化団体は、対象区間における美化・緑化活動による万一の事故に備え、「福島県道路河川美化作業保険制度」に加入するものとする。

### 7. (安全の確保)

美化団体は、安全を第一に掲げ、作業中は怪我等に十分注意するものとする。

### 8. (事故の報告)

美化団体は、作業中に万一事故が生じた場合は、直ちに町及び県に報告するものとする。

### 9. (その他)

美化団体が植えた花木等が、道路管理上やむなく除去する必要があるときは、県は、美化団体に連絡しその対応等について相談するものとする。

(参考資料)

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 石川鴉子線  | 対象延長 | L = 5, 613.0m   |
|        | 対象区間 | (起点) 石川町大字双里字川入114-2<br>(終点) 石川町大字中田字大河内108-27 (平田村境) |
| 古殿須賀川線 | 対象延長 | L = 3, 581.0m   |
|        | 対象区間 | (起点) 石川町大字中田字上三森210-2 (古殿町境)<br>(終点) 石川町大字中田字曲沢1      |

